

(平成21年3月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	18 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	12 件

第1 委員会の結論

申立人の平成10年10月から11年3月までの期間及び11年5月から12年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年10月から11年3月まで
② 平成11年5月から12年3月まで

平成19年8月13日に、10年10月から11年3月までの期間及び11年5月から12年3月までの期間の国民年金保険料納付記録について、照会申出書を提出したところ納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

申立期間①は、国民年金保険料の免除申請をした覚えは無く、自分自身又は母親が毎月郵便局から保険料を納付していた。

申立期間②は、国民年金保険料の免除申請をしたが、平成12年7月ごろに母親が免除期間分の10万円を超える保険料を納付してくれた。

申立期間について、納付事実を認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の保険料の納付手続に關与した申立人の両親も国民年金加入期間についてすべて納付していることから、申立人及び申立人の両親は国民年金に対する納付意識が高かったと認められる。

2 申立期間①について、申立人は、免除申請をしたことは無いと主張しているが、申立人が平成10年10月に会社を退職後、国民年金の加入手続を行い、加入手続と同時に失業を理由として、免除申請する具体的な事情は、申立人及び申立人の両親の供述内容から見受けられない。

また、申立人の母親が申立人の失業保険の求職者給付により郵便局で納付したとする供述内容は、申立人の雇用保険の記録から求職者給付金が支

給されていることから供述内容に不自然さは見受けられない上、平成 11 年 4 月分の保険料は納付期限内に納付されていることが確認できることから、申立期間①の保険料も納付されていた可能性がうかがわれる。

- 3 申立期間②について、申立人は、申立人の母親が平成 12 年 7 月に申立期間②の国民年金保険料として 10 万円を超える金額を追納したと主張しているが、当該期間の追納に必要となる金額 14 万 6,300 円にほぼ一致する上、追納したとする A 市役所には、保険料を納付することができる金融機関があったことが確認できることから、申立内容に不自然さは認められない。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 914

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月

国民年金保険料は、夫婦とも制度発足の昭和36年4月から納付してきた。加入手続や保険料の金額については覚えていないが、妻が私の保険料と二人分を役場で納付していたはずであり、私だけ未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短い。

また、申立人及びその妻は、昭和35年10月13日に国民年金の資格を共に取得したこと、及び国民年金保険料を制度発足当初の36年4月から申立期間直前の38年3月まで夫婦一緒に納付していたことが、A町の保管する被保険者名簿等から確認できることから、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人の妻は、昭和38年4月から同年9月までの国民年金保険料を同月に納付していることがA町の保管する被保険者名簿から確認できることから、保険料を納付していたとする申立人の妻が、申立期間において申立人の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 8 月から 44 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月から 44 年 6 月まで

国民年金に加入し国民年金保険料を納付していたが、昭和 42 年 10 月から 44 年 11 月 23 日までの A 社で勤務していた期間については、厚生年金保険に加入していたようだったので、近くに住んでいる B 市 C 区役所職員に調べてもらったところ、「保険料を二重納付している。」と言われたため、国民年金保険料を同区役所の窓口で還付してもらった。

60 歳になり、年金の受給を行うため社会保険事務所に行ったところ、申立期間は、保険料を重複納付していないことが判明したので、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳の印紙検認記録から、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたことが確認できるとともに、社会保険事務所が保管する特殊台帳（マイクロフィルム）及び還付整理簿により、申立期間を含む昭和 43 年 8 月から 45 年 3 月までの保険料が 45 年 8 月 18 日に還付決定されたことが確認できる。

しかしながら、申立人は、A 社において昭和 43 年 1 月 1 日に厚生年金保険の資格を喪失した後、当該事業所において 44 年 7 月 21 日に再度資格を取得していることが確認できる上、この資格取得届は管轄社会保険事務所が 44 年 8 月 26 日に受け付けたことが、当該事業所から提出された申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書に押印された日付から確認できることから、申立期間は、厚生年金保険の被保険者期間でないことが 45 年 8 月の還付決定時には確認できたはずであるが、行政側がその確認を行わず、何らか

の事情により 43 年 8 月 1 日を国民年金の資格喪失日と認定し、事実と異なる資格喪失手続により還付手続を行ったものと認められる。

また、申立人は、昭和 38 年 1 月から国民年金に任意加入しており、還付を受けた 45 年 3 月までの保険料は、一部の期間を除き、すべて前納していることから、申立人の国民年金保険料に対する納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和60年7月21日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和59年11月から60年6月までの標準報酬月額については、41万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年11月30日から60年7月21日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社の厚生年金保険の加入記録があるのは、昭和59年10月1日から11月30日までの1か月しかないとの回答を得た。

当該事業所の代表取締役を昭和60年7月に辞任し、退職したが、代表取締役当時、経理担当社員に命じて社員の分と自分の分の社会保険料を支払わせていたのは間違い無い。一切の資料は持っていないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の複数の同僚の供述及び申立人の業務内容に関する申立内容から判断すると、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

一方、社会保険庁のオンライン記録では、申立人は当該事業所において昭和59年11月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しているが、当該事業所における資格喪失の処理が行われたのは、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった61年2月21日以降の同年5月7日であり、1年5か月さかのぼって行われている。

また、社会保険事務所の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人に係る資格喪失日、健康保険証の返納日に係る記載が無い。このことについて、社会保険事務所では、申立人について、当該被保険者名簿に資格喪失日が記載されていない理由は不明であり、当該手続に係る届出書等

の資料が無いため、申立人の資格喪失日を確認することはできないとしており、申立人に係る記録管理が適切に行われていないものと認められる。

さらに、申立期間に申立人と共に当該事業所の役員に就いていた二人の同僚の厚生年金保険の加入記録を見ると、二人とも昭和60年7月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しているところ、このうち一人は、「昭和60年7月に役員変更があり、役員3人のうち申立人ともう一人が辞任し、退職した。私は取締役として残ったが、厚生年金保険については、役員変更の時点で3人とも被保険者資格を喪失した。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和59年11月30日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該処理日に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、60年7月21日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同時に辞任した取締役のA社における社会保険事務所の記録から、41万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における資格取得日は、昭和17年6月1日、資格喪失日は19年10月1日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、1万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年3月まで

昭和16年4月から19年10月まで、A社B工場（現在は、C社）にD工として勤務した。

昭和19年10月にA社B工場は、複数の事業所とともに設立したE社に変わったが、引き続き勤務し、20年3月に退職した。

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、当該期間について加入記録が無いとの回答であった。

申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の従事業務に関する申立内容及び同僚の供述から判断すると、申立人が、申立期間においてA社B工場及びその後継会社であるE社に勤務していたことが認められる。

また、社会保険事務所が保管する労働者年金保険被保険者台帳索引票から、当該事業所において、申立人と生年月日及び氏名の読みが一致し、名前の漢字が一字のみ異なる者（以下「F氏」という。）が、A社B工場において、昭和17年3月6日に労働者年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

このF氏の記録は、申立人と同時期に入社したとされる同僚が、当該事業所には申立人と生年月日が一致する同姓同名の者はいなかったと供述していること及びF氏の労働者年金保険被保険者台帳記号番号が、先の同僚の台帳記号

番号と近いことから、申立人の記録であると認められ、事業主は、申立人が昭和 17 年 3 月 6 日に当該事業所において労働者年金保険被保険者資格を取得した旨を届出したものと認められる。

さらに、昭和 16 年 4 月に申立人と同時に当該事業所に入社し、20 年 3 月に申立人と同時に当該事業所を退職したとされる申立人と同職種の同僚は、オンラインの記録から、17 年 6 月 1 日に労働者年金保険被保険者の資格を取得し、19 年 10 月 1 日に被保険者の資格を喪失していることが確認できる。

一方、社会保険事務所では、A 社 B 工場の労働者年金保険被保険者名簿を保存していない上、その後継会社である E 社についても、申立期間当時の同被保険者名簿を保存していない。

また、A 社 B 工場の労働者年金保険の事業所整理記号番号は、他の事業所の整理記号番号と重複して払い出されており、オンライン記録には、当該事業所と同じ事業所整理記号番号の他の事業所の記録が反映されているため、当該事業所の記録はオンライン記録により確認できない。

さらに、社会保険業務センターにおいては、申立人の労働者年金保険被保険者台帳を保存していない。

加えて、社会保険事務所が保管する労働者年金保険被保険者台帳索引票から、昭和 17 年 1 月から 3 月までに、当該事業所において、計 77 人が労働者年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるが、このうち、オンライン記録に当該事業所の労働者年金保険の被保険者記録が反映されているのは、当該事業所を退職後、別の事業所（当該事業所の後継会社を含む。）において被保険者資格を再取得した 30 人のみとなっており、申立人を含む他 47 人については、オンライン記録に当該事業所の労働者年金保険の被保険者記録が反映されていない。

このように社会保険事務所では、当該事業所における労働者年金保険の被保険者記録を適切に管理していなかった状況がうかがわれ、この結果、申立人の当該事業所における労働者年金保険の被保険者記録が失われたものと推測される。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺状況を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 17 年 6 月 1 日に労働者年金保険被保険者資格を取得し、19 年 10 月 1 日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、A 社 B 工場の被保険者名簿が社会保険事務所に保管されていないため認定が困難であることから、同僚の社会保険庁の記録と同様に、厚生年金保険の年金額の計算に当たって昭和 44 年 11 月以前の標準報酬月額で 1 万円に満たないものは 1 万円として計算するとされている厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に基づき、1 万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年3月までの期間については、申立人と同時に当該事業所に入社し、申立人と同時に当該事業所を退職したとされる申立人と同職種の同僚は、当該期間について厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できない上、この同僚からは、「A社B工場及びその後継会社であるE社では、D工について、その技術の程度により、区別して厚生年金保険に加入させていた可能性がある。私や申立人は、昭和19年10月7日にA社B工場の後継会社となったE社において、厚生年金保険の被保険者となる技術に達していないと判断されたのかもしれない。」との供述があったことから、申立人が、当該期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 916

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から61年3月まで

申立期間について、嫁ぎ先の家業を義姉と一緒に手伝ってきたが、当時、義父は「給料は払えないが、年金だけは納めてやる。」と言っていたので、3年分も未納となっていることは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の義父が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の義父及び義姉も亡くなっていることから、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金保険料は、昭和57年度までA組合を通じて納付していることが確認できるが、申立期間の納付状況は不明であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間当時居住していたB市が保管する国民年金被保険者名簿には、申立人が昭和58年4月17日に国民年金の任意加入資格を喪失したことが記録されており、第3号被保険者として61年4月1日に資格を取得するまでは未加入期間となっており、申立期間について国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 917

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

A郡B村で夫、義父、義母とC業をし、義父が老後のためにと家族全員国民年金に加入し、昭和36年4月から保険料を義父が家族分まとめて納付していた。家族の中で自分だけが未納というのは、納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の義父が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、その義父も亡くなっていることから、国民年金加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、申立期間当時、その義父が家族全員の保険料を納付していたと主張しているが、申立人の義父、義母及び夫の国民年金手帳記号番号は連続番号で婚姻前の昭和35年10月に払い出されているのに対し、申立人の国民年金手帳記号番号は41年9月下旬に払い出されていることが確認でき、申立人は申立期間当時、国民年金に未加入であったと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の大半は時効により納付できない期間であり、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から43年7月まで

昭和36年に国民年金制度ができ、当時、保険料は100円とのことだったので、任意加入した。国民年金の加入手続は、自分で行い、保険料はA市役所窓口で納付していた。

納付していたことを証明する資料は無く、証言者もいないが、納付していたはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年2月にB市で任意加入により国民年金被保険者資格を取得して国民年金手帳記号番号の払出しを受けているが、44年4月に居所不明により国民年金手帳記号番号が削除されていること、50年10月にA市で任意加入により国民年金被保険者資格を取得して国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが社会保険庁及びA市役所の記録から確認できる。

申立人は、昭和36年2月に国民年金被保険者資格を取得しているが、住所変更手続を行っていないため、申立期間は、A市において、国民年金に未加入であったと考えられ、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、国民年金保険料を納付すると市役所窓口で国民年金手帳に検認印が押されたと主張しているが、国民年金制度発足当時は、国民年金手帳に国民年金印紙^{ちようふ}を貼付する必要があるところ、申立人にはその記憶が無い。

さらに、申立人が申立期間において、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間について、申立人が保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月から平成元年3月まで
昭和53年6月、勤務先が変わったことにより国民年金に加入することになり、A市役所で加入手続をした。
保険料は、市役所から送付される納付書で、3か月ごとに自分の分だけを自宅に近いB信用金庫C支店やD支店において自分で納付していた。
申立期間中に、病気や失業などは無く収入は安定しており、保険料を納められないような経済状態ではなく、保険料を納付しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時、納付書の形式が1期3か月ごとに作成されていたので3か月ごとに納付していたと主張しているところ、申立期間のうち昭和60年1月から61年3月までの期間は、保険料を3か月ごとに納付する形式とされていたが、61年4月から平成元年3月までの期間は、保険料を1か月ごとに納付する形式の納付書が交付されており、納付書の形式と一致しない。

さらに、申立人は、申立期間当時、継続して勤務しており、収入も安定していたと主張しているが、申立人の勤務状況及び収入を確認できる資料が無い上、勤務していたとする事業者への確認も拒否していることから、当時の勤務状況及び収入は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から平成16年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から平成16年6月まで

年金相談センターに国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間について、国民年金の加入及び免除の事実が無い旨の回答があった。

しかし、昭和46年春（3月末から4月中）に、当時のA市本庁舎で国民年金の加入手続をした際に、同時に、無収入であることを理由に免除申請手続をしている。その後、同市から何も文書等の送付も無く、連絡も無かったので、手続は完了しているものと安心していった。

間違いなく手続をしているはずなので、免除期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人の兄が「昭和46年3月ごろ、弟から国民年金加入及び免除申請の話を聞いた記憶が有る。」と証言している。

しかしながら、i) 申立人は「担当した者は40歳ぐらいの男性職員であった。」としているが、この年齢の職員は既に退職しており、A市では退職者の情報は提供できないとしていること、ii) 当時、A市B部C課の男性職員であった現職の職員5名（当時19歳から22歳）にも証言を求めたが、申立人の案件を扱っていないとしていること、iii) 国民年金市町村事務取扱準則（昭和42年3月15日付け庁保発第4号。社会保険庁年金保険部長通知）第3条第2項により、受付処理簿等の保存年限は最長5年間と規定されており、当時の受付処理簿等は、この規定に基づき、既に廃棄されていることにより、当該証言を裏付けることができない。

また、国民年金の資格取得は、平成17年3月に、昭和46年3月10日の時点まで遡^{そきゅう}及して行われたものと認められることから、申立期間当時は国民年金の未加入期間であり、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出され

たことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料について、免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から51年3月まで

昭和54年ごろ、知人に勧められて国民年金の加入手続を行い、時期及び金額は記憶していないが、36年4月から51年3月までの国民年金保険料をまとめて納付した。

昭和55年6月27日に保険料を特例納付した際に、A市役所の窓口で、「これで全部完納しました。今後納付を忘れなければ全額支払われます。」と言われたことを記憶している。

昭和36年4月から39年12月までの期間は納付済みと記録とされているが、40年1月から51年3月までの期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する領収書により、国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される昭和54年3月に、51年4月から53年3月までの24か月分の国民年金保険料を過年度納付、及び53年4月から54年3月までの12か月分の保険料を現年度保険料として、まとめて36か月の期間について納付していることが確認できる上、55年6月に、36年4月から39年12月までの45か月分の国民年金保険料を特例納付（昭和53年改正国民年金法附則第4条）していることが確認できるほか、申立人は、その際にA市役所の窓口で、「これで完納しました。今後納付を忘れなければ全額支払われます。」と言われたとしている。

しかしながら、昭和55年6月における納付については、その納付済期間から推定すると、申立人が満60歳到達時に年金受給資格の要件である300か月を満たすために必要な期間として納付したものと考えられる。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料をまとめて納付したと供述

しているが、その納付時期及び納付金額を一切記憶していないなど、納付状況等が不明確である。

さらに、申立期間は11年3か月と長期間であるとともに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 797

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月から23年4月まで

A社B事業所に勤務していた昭和21年4月から23年4月までの期間について、厚生年金保険に加入していない旨の回答を社会保険事務所からもらったが、同事業所に再度勤務した25年5月9日から26年5月30日までの期間については、厚生年金保険の加入記録が確認できるにもかかわらず、申立期間についてのみ厚生年金保険に加入していなかったとは考えられないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた複数の同僚の供述及び申立人の申立内容から判断すると、期間は特定できないものの、申立人がA社B事業所に勤務していたことは推認することができるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を調査した結果、申立人が申立期間において、厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無い。

さらに、社会保険事務所の記録によると、A社B事業所は、昭和44年5月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間当時の事業所長は既に死亡しており、申立期間当時の社会保険事務担当者についても、所在を特定することができないことから、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することはできない。

加えて、申立人は、「入社時において、面接等の入社試験は無かった。居住

地の会長に誘われ、臨時職員として入社したと思う。」と供述しているところ、申立人が名前を挙げた同職種の同僚 12 人及び社会保険事務所の記録により申立期間における当該事業所に係る厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚 8 人の併せて 20 人のうち所在が特定できた 6 人に照会したところ、回答が得られた 6 人全員が「私は、入社試験に合格し職員として入社したが、申立人のような経緯により入社した場合は、臨時職員となるはずだ。」と供述していることから判断すると、申立人が申立期間において、当該事業所に臨時職員として勤務していたことが推認される。

その上、前述の同僚 6 人のうち 5 人が、「臨時職員については、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と供述していること、及びこのうち一人は、「私は、申立期間において給与計算事務を担当していたが、臨時職員は厚生年金保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料を控除していたことは無い。」と供述していることを併せて判断すると、申立人は申立期間において厚生年金保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料が控除されていなかったことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 798

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 11 月及び同年 12 月
② 昭和 36 年 1 月から同年 8 月 1 日まで
③ 昭和 40 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

厚生年金保険加入期間の照会をしたところ、A社で勤務していた申立期間①について、B社で勤務していた申立期間②及び③について、それぞれ、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を社会保険事務所からもらったが、各申立期間について、いずれも厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。
- 2 申立期間①については、A社に申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について照会したが、申立期間当時の社員名簿や社会保険関係等の資料が保管されておらず、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、当該事業所の当時の取締役に照会したところ、「申立期間当時は、C職の出入りが激しく6か月程度試用期間を定めており、その期間は厚生年金保険に加入させておらず、厚生年金保険料も控除していなかった。」と供述している。

さらに、申立人は一緒に勤務していた上司及び同僚の氏名を記憶しておらず、社会保険事務所の記録により、申立期間に当該事業所において被保険者

であったことが確認できる複数の同僚に照会したものの、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について、申立ての事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を調査した結果、申立人が申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無く、被保険者整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立期間①の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間②及び③については、雇用保険の被保険者記録により、申立人は、昭和35年12月6日から40年3月31日までB社で勤務していることが確認できる。

4 申立期間②については、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、事業主に照会したが、申立ての事実を確認できる関連資料及び供述を得ることはできなかった上、申立人が記憶していた同僚は既に死亡しているため供述を得ることができなかった。一方、社会保険庁の記録から所在が確認できた複数の同僚は、「当該事業所は、一定の見習期間があり、見習期間中は厚生年金保険には加入しておらず、給与から保険料が控除されていなかった。」と供述している。

また、訴訟弁護人から提出された訴状及び和解調書により、当該事業所は、厚生年金保険に関する損害賠償請求事件を提訴され、昭和xx年に和解成立していることが確認できる。この訴訟は、当該事業所が入社時からの厚生年金保険被保険者資格取得の届出を怠ったため、原告が年金額の計算上不利益を被ったとする内容であるが、原告団であった者で所在が確認できた5人に照会したところ、「入社後、見習期間があり、すぐに厚生年金保険に加入させなかった旨の訴訟であり、その期間は給与から保険料が控除されていたわけではない。」と5人全員から供述があったことを踏まえると、当該訴訟は、必ずしも被保険者負担分の保険料を原告らの毎月の給与から控除しながら社会保険事務所への納付を怠ったことによるものではないと判断される。

さらに、当該訴状に記載された原告団中、入社年月日が昭和40年4月1日以前の18人の入社年月日と厚生年金保険の資格取得年月日は最大で29か月相違していることが確認できること、前述の原告であった者の供述があることから判断すると、当該事業所では何らかの基準により採用後、一定の期間、厚生年金保険に加入させず、給与から厚生年金保険料を控除していなかった状況がうかがえる。

5 申立期間③については、申立人に係る厚生年金保険料の控除に関し、事業主、上記訴訟の原告団5人、申立期間当時に当該事業所において月末資格喪失した者及び月初め資格喪失した者に照会したところ、事業主は「申立期間

当時の給与に関する資料は無いものの、月末退職の場合は、給与から雇用保険料は当該月分まで控除するが、厚生年金保険料及び健康保険料は資格喪失日を月末にして給与から控除しないことがあるので、昭和40年3月に係る厚生年金保険料は給与から控除していないと思う。」と供述している一方、前述の原告団5人、申立期間当時に当該事業所において月末及び月初め資格喪失した者からは厚生年金保険料の控除について具体的な供述を得ることはできなかった。

- 6 このほか、申立人の申立期間②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。
- 7 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 799

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 7 月 4 日から 34 年 9 月 22 日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間については、脱退手当金として昭和 35 年 1 月 25 日に支給済みとの回答を受けた。脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶もないので、当該期間を厚生年金保険の年金受給額に反映する期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には脱退手当金が支給されたことを示す表示は無いが、他の受給者にも当該表示は無いとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 35 年 1 月 25 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間後に別事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得しているが、その厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間のものとは別番号が新たに符番されていることが確認できる。

さらに、①申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 34 年 9 月の前後 2 年以内に資格喪失した者 11 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、7 人に脱退手当金の支給記録があり、そのうち 6 人については資格喪失日の 6 か月以内に支給決定がなされていること、②連絡の取れた同僚二人から聴取したところ、うち一人は「会社から脱退手当金の説明はなかったが、女性の間ではよく話題になっており、ほとんどの人が受けていた。私も社会保険事務所に請求書を出したが不備として戻され、結果的に受給しなかった。」と供述しており、

また、他の一人は「会社からの説明がなかったが、親友の同僚の話を聞いて受給したと思う。」と供述していること、③当時は通算年金制度創設前であることから、当時は事業主からの説明が行われていなくとも、退職後すぐに脱退手当金の請求を行うのが一般的であったと考えられる。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 800

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 3 月 8 日から 32 年 5 月 1 日まで
② 昭和 32 年 5 月 1 日から 33 年 3 月 30 日まで

申立期間については、脱退手当金が昭和 33 年 5 月 8 日に支払済みになっているとのことだが、受け取っていない。同年 5 月 3 日に急いで結婚式を挙げたが、その 5 日後に夫の祖父が亡くなったこともあり、脱退手当金を受ける知識も考えもなかった。申立期間について、厚生年金保険の支給対象期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 33 年 5 月 8 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間後に別事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得しているが、その厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間のものとは別番号が新たに符番されていることが確認できる。

さらに、申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページと前後 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 33 年 3 月の前後 2 年以内に資格喪失し、かつ、脱退手当金の受給要件を満たす者 12 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、8 人に脱退手当金の支給記録があり、そのうち 7 人については資格喪失日の約 5 か月以内に支給決定がなされている上、当時は通算年金制度の創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金

を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑩までに係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立期間⑫について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年12月24日から39年6月1日まで
② 昭和39年10月16日から40年4月21日まで
③ 昭和40年7月1日から同年12月24日まで
④ 昭和41年10月2日から42年3月12日まで
⑤ 昭和42年7月22日から44年3月1日まで
⑥ 昭和44年4月1日から46年4月1日まで
⑦ 昭和50年1月25日から53年3月1日まで
⑧ 昭和54年3月3日から同年4月25日まで
⑨ 昭和55年2月12日から57年3月2日まで
⑩ 昭和57年9月9日から58年10月21日まで
⑪ 平成5年11月1日から8年7月1日まで
⑫ 上記①から⑩までの期間を除く昭和28年ごろから平成9年ごろまで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間①から⑩までについては脱退手当金を支給済みとのことであるが、脱退手当金をもらった記憶は無い。また、申立期間⑫については、A社、B社、C社、D社、E社及びF社において厚生年金保険に加入した形跡がない旨の回答をもらったが、厚生年金保険に加入しているはずであるので再調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①から⑩までについては、社会保険事務所に、申立人に係る「脱

退手当金裁定請求書」、「退職所得の受給に関する申告書」、「厚生年金保険脱退手当金裁定伺」及び「戸籍謄本」が保管されている上、脱退手当金裁定請求書には、申立人が口座名義人であると考えられる銀行預金通帳の記号番号が記入されており、当該申立期間における脱退手当金の支給が裏付けられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間の厚生年金保険被保険者資格喪失日から1か月以内の平成8年7月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 申立期間⑫において、申立人が勤務していたとするA社、B社、C社、D社、E社及びF社に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い上、申立人は上記の各申立事業所について実際に勤務していた時期及び厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶を有していない。

3 申立てに係るA社については、雇用保険の被保険者記録及び申立人が名前を挙げた同僚以外の者の供述から判断すると、平成元年5月20日から同年11月4日までの期間及び2年5月24日から同年11月30日までの期間において勤務していたことは認められる。

しかし、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用についてA社に照会したところ、申立人が平成2年5月24日から同年11月30日まで雇用保険の短期雇用特例被保険者であったことの資料の提出があったのみで、厚生年金保険の適用状況を確認できる関連資料が無い上、「当時は労働時間等の関係で厚生年金保険に加入させていなかった場合があるのではないか。」と回答している。

また、申立人が当該事業所で一緒に働いていたとして名前を挙げた同僚一人については、申立人は姓だけしか記憶していないため個人の特定ができず、また、社会保険庁の記録において平成元年又は2年当時に厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる同僚7人に対して照会したところ、そのうち4人は「申立人のことは分らない。」とし、他の3人は「申立人を記憶しているが、厚生年金保険の加入については詳しく知らない。」と供述しており、当該期間における申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況について確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

4 申立てに係るB社については、同社では「申立人はB社がG社H支店I営業所であった当時の昭和46年4月以前に勤務していたことがあるが、46年

5月の同社設立以降には申立人は勤務したことが無い。」と供述していること、申立人が名前を挙げた同僚一人は「申立人はB社に勤務したことは無い。」とし、申立人より名前の挙げた同僚以外の者で社会保険庁の記録から連絡先が判明した者二人も「申立人の記憶が無い。」と供述していることから、申立人の同社における勤務実態や厚生年金保険の適用状況について確認できなかった。

また、社会保険庁の記録によると当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和63年3月1日から平成9年ごろまでの厚生年金保険被保険者資格取得者には申立人の名前は無い。

さらに、雇用保険の加入記録においても当該事業所における申立人の加入記録は存在しない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 5 申立てに係るC社については、同社では「10年前の書類は残されていない上、残されている職員の履歴書、給与台帳及び出勤簿を確認したが、申立人の記録は無い。」と回答している上、同社の事務担当者は「前任の所長、前々任の所長も死亡しているため、申立人が勤務していたかどうか分からない。」と供述しており、申立人の当該事業所における勤務実態や厚生年金保険の適用状況について当該事業所から確認できなかった。

また、申立人がB社における同僚として名前を挙げた者は「C社は、昭和45年ごろまでG社H支店J営業所であったが、同営業所のK職の者が公休等で不足した場合、同じ支店内のI営業所から応援を求めたことがあるので、このことを申立人はC社で勤務していたと考えたのではないか。」と供述している上、社会保険庁の記録から連絡先が判明した元C社の従業員は「申立人を知らない。」と供述しており、同僚等から申立人の同社における勤務実態や厚生年金保険の適用状況について確認できなかった。

さらに、社会保険庁の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった平成8年5月1日から9年ごろまでの厚生年金保険被保険者資格取得者には申立人の名前は無い。

加えて、雇用保険の加入記録においても当該事業所における申立人の加入記録は存在しない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 6 申立てに係るD社については、同社から提出された賃金台帳、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、平成3年4月30日から同年11月10日まで勤務していたことが認められるが、同社では「申立人については、本人の意向により厚生年金保険及び健康保険に加入させていない。」と回答している上、同社から提出された申立人の賃金台帳において、平成3年5月から同年11月までに支給された給与から厚生年金保険料及び健康保険料が控除されていないことが確認できる。

また、当時の事務担当者二人のうち一人は「雇用保険に加入させている場合は、厚生年金保険にも加入させていると思うが、当時の取扱いについてはよく分からない。」と供述し、もう一人は「厚生年金保険の加入記録が無いことについては、本人の希望又は勤務の形態でそのような取扱いとなったのかもしれない。」と供述している上、申立人が名前を挙げた同僚一人及びそれ以外の同僚3人からも申立人の厚生年金保険の加入について具体的な供述は得られなかった。

さらに、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった平成3年6月1日から申立人が雇用保険の被保険者期間であった同年11月までの厚生年金保険被保険者資格取得者には申立人の名前は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 7 申立てに係るE社については、社会保険庁の記録において同社は、厚生年金保険の適用事業所となったことが確認できない上、商業登記の確認もできないことから、申立人の同社における勤務実態や厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、申立人は、当時の事業主及び同僚について具体的な記憶が無く、雇用保険の加入記録でも、当該事業所における記録は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 8 申立てに係るF社については、i) 社会保険事務所の記録によると当該事業所は昭和34年10月29日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていること、ii) 商業登記によると49年10月1日に解散していること、iii) 当時の事業主及び事務担当者は既に死亡していることから、申立人の同社における勤務実態や厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、申立人が当該事業所で一緒に働いていたとして名前を挙げた同僚一人については、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が記載されていない上、申立人より名前の挙げた同僚以外の者で社会保険庁の記録から連絡先が判明した者二人も「申立人を記憶していない。」と供述している。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、一方、被保険者名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 9 申立期間^⑫について、これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間④及び⑤については厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 10 月 1 日から同年 11 月 20 日まで
② 昭和 31 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
③ 昭和 31 年 8 月 1 日から 40 年 8 月 17 日まで
④ 昭和 30 年 11 月 20 日から 31 年 4 月 1 日まで
⑤ 昭和 31 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

平成 19 年 8 月に申立期間①、②及び③についての厚生年金保険被保険者期間について照会したところ、社会保険事務所から脱退手当金が支給済みであると回答をもらった。脱退手当金を受給した記憶はないので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

また、私は、A社B工場に昭和 30 年 9 月に入社して以降、40 年 8 月に退職するまでの間、一度も退職したことは無い。

保険料控除の事実が証明できる書類等はないが、申立期間④及び⑤の期間についても厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②及び③について、申立人の勤務していた事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 5 ページ及び被保険者原票に記載されている女性 66 人のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 40 年 8 月の前後 2 年以内に資格喪失した 13 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、10 人に脱退手当金の支給記録があり、そのうち 8 人について資格喪失日の 6 か月以内に支給決定が

なされている。その上、当該支給記録のある者のうち3人は「事業所が手続をしてくれた。」と供述しており、他の一人も「出先機関に居るときに、厚生年金保険は残してほしいと申し出たが、もう手続をしてしまったと言われ、脱退手当金をもらいました。」と供述していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、その備考欄に脱退手当金の支給を意味する「脱 41、2」の記載がなされており、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から6か月後の昭和41年2月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 申立期間④については、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人は厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶も無い。

また、申立期間⑤については、雇用保険の被保険者記録及び申立人が名前を挙げた同僚以外の者の供述から判断すると、申立人は申立期間に当該事業所に勤務していたことが認められるが、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人は厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶も無い。

さらに、A社に照会したところ、同社では、「厚生年金保険被保険者資格取得届又は同喪失届、保険料の控除及び勤務形態に関する確認資料は無い。」と回答している上、当該事業所の健康保険組合であるC組合に照会したところ、同組合では、「当時の関連資料は既に廃棄している。」と回答していることから、申立人に係る勤務形態や厚生年金保険の適用状況を確認できる資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、i) 申立人が名前を挙げた同僚はいずれも申立期間⑤よりもかなり後に勤務していることが確認できること、ii) これ以外の同僚で社会保険庁の記録から連絡先が判明した者4人に照会したところ、いずれからも申立人の厚生年金保険の加入について具体的な供述は得られなかったこと、iii) このうち当時、当該事業所において経理を担当していた者も「家族で同じ工場で働いているような人は通年で雇用されていたと思うが、申立人の名前は聞いたかもしれないがよく覚えていない。」と供述していることから、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたかどうか確認できなかった。

なお、複数の同僚の供述によると、申立期間④及び⑤当時、当該事業所には、通年雇用のほか閑散期に休ませるような季節的な雇用も行われていたよ

うであり、また、自らは継続雇用されていたとしている同僚にも、厚生年金保険被保険者期間に空白がみられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 803

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年11月から32年7月まで

A市B町のC施設内にあったD部門において、昭和29年11月から32年7月ごろまで、E職として勤務した。

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が無いとの回答であった。

厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の従業務に関する申立内容及び同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間中にA市B町のC施設内にあったD部門に勤務していたことは推認できるが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、F省通達によると、当該施設等の要員は、昭和26年7月以降、G部門以外は、厚生年金保険の強制被保険者でなくなったところ、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、27年7月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚5人は、いずれも申立期間において厚生年金保険に加入した形跡が無い上、これら同僚のうち、連絡先が確認できる同僚一人及び社会保険庁の記録から、当該事業所において厚生年金保険の被保険者として記録が確認できる同僚二人に照会したが、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、関連資料や具体的な供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 804

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年8月1日から41年4月30日まで
② 昭和47年10月1日から49年9月30日まで
昭和40年8月1日から52年2月27日までA社に代表取締役として勤務した。
申立期間当時、事業主として月額百万円の役員報酬を毎月支給されていたので標準報酬月額が資格取得時の3万6,000円、47年の10月の6万円及び48年の10月の7万2,000円となっているのは納得できない。
各申立期間について最高等級に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は既に解散しており、申立内容を確認できる資料も無い上、申立人には給与明細書等の給与支給額及び厚生年金保険料控除額が確認できる資料も無い。

また、申立期間①については、その直前の昭和40年5月1日に標準報酬月額の最高月額が3万6,000円から6万円に改正されていることから、申立人が誤って改正前の標準報酬月額の最高月額を届け出た可能性がある。

さらに、申立期間②については、標準報酬月額が随時改定がその間二度行われており、社会保険事務所が申立人の標準報酬月額を二度にわたり、続けて誤って記録するとは考え難い。

加えて、申立人は当該事業所の代表取締役であるが、役員の標準報酬月額を引き下げる場合には、当該事業所の取締役会議議事録を社会保険事務所に提出することとされていること及び厚生年金保険の適用事業所に該当する時に届け出る被保険者資格取得届には、賃金台帳及び出勤簿の提示が求められている

ことから、代表取締役である申立人が関与せずに、社会保険事務所が標準報酬月額の設定を行ったとは考え難い。

その上、厚生年金保険被保険者原票の記録が訂正されていないことから、^{そきゅう}遡及しての標準報酬月額の訂正は行われておらず、このことは社会保険庁のオンライン記録とも一致しているため、社会保険事務所において不合理な処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらを総合的に判断すると申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年7月19日から34年6月24日まで
昭和33年7月19日から37年7月1日まで、A社に勤務した。

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間について、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が無いとの回答であった。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間中にA社に勤務していたことは推認できるが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、平成16年11月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、事業主は既に死亡していることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について確認できない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚二人及び社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿において被保険者資格を取得していることが確認できる5人の合計7人について、本人が記憶している当該事業所に採用された時期と厚生年金保険の被保険者資格取得日との関係をみると、採用時期から資格取得日までは、一律ではなく、従業員ごとに異なる(入社後2か月から7か月)ことが確認できる。

このことから、当該事業所は、何らかの基準により、従業員ごとに厚生年金保険の加入時期について判断し、入社後、一定期間において厚生年金保険の被

保険者資格を取得した旨の届出を行っていたと推測され、事業主が、申立人について、採用から一定期間をおいてから厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行った可能性を否定できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 806

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 7 月 14 日から 19 年 6 月 1 日まで
昭和 17 年 1 月に A 社（現在は、B 社）に採用となり、C 事業所に勤務した。

昭和 18 年 6 月に同社の C 事業所から D 事業所へ転勤となり、22 年 8 月に退職するまで当該事業所に勤務した。

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、同社の D 事業所に勤務した期間のうち、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答であった。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の従事業務に関する申立内容及び同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間に A 社 D 事業所に勤務していたことは推認できるが、労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、当該事業所が保管する労働者年金保険の被保険者名簿に記載されている申立人の申立期間に係る被保険者資格の取得日及び喪失日は、社会保険庁の記録と一致する。

さらに、申立人は、当該事業所の健康保険組合の事務を担当する非現業労働者であったとしているが、非現業労働者は、申立期間当時、労働者年金保険法の被保険者とされておらず、非現業労働者が被保険者とされたのは、厚生年金保険法が施行となった昭和 19 年 6 月 1 日（年金給付対象期間の施行日は昭和 19 年 10 月 1 日。よって、同年 6 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間は年金給付の算定期間には含まれない。）からであり、同日は、申立人の当該事業所に

における厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致する。

加えて、当該事業所が保管する労働者年金保険の被保険者名簿から、申立人が労働者年金保険の被保険者資格を喪失した昭和18年7月14日に、申立人のほかに8人の同僚が被保険者資格を喪失していることが確認でき、このうち、6人は申立人と同様に、厚生年金保険法が施行された19年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している。そして、これら同僚8人のうち、連絡先が確認できた同僚一人に照会したところ、この同僚は、E業務を担当する非現業労働者であることが確認でき、申立期間当時、労働者年金保険の被保険者とされていない非現業労働者であった。

以上の状況を踏まえると、当該事業所では、申立期間当時、労働者年金保険において被保険者とされていない非現業労働者を何らかの理由により被保険者として届け、その後、これら非現業労働者の被保険者資格を喪失する旨の届出を行い、厚生年金保険法の施行により、それまでの非現業労働者が被保険者とされるようになった際に、改めて厚生年金保険の被保険者として届け出たものと推測される。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 807

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 10 月から 42 年 4 月まで
(A社)
② 昭和 42 年 5 月から 44 年 3 月まで
(B社)
③ 昭和 42 年 5 月から 44 年 3 月まで
(C社)
④ 昭和 42 年 5 月から 44 年 3 月まで
(D社)
⑤ 昭和 59 年 4 月から同年 8 月まで
(E社)

申立期間①は、A社においてF職見習として勤務した。

申立期間②から④までは、勤務した事業所の順序を忘れてしまったが、B社、C社及びD社が経営するG施設において、いずれもF職見習として勤務した。

申立期間⑤については、E社において、工事現場のH作業員として勤務した。

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、すべての申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いとの回答であった。

申立期間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、すべての申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料が無い上、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶も無い。

2 申立期間①について、申立人の従事業務に関する申立内容及び同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間①中にA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、昭和47年8月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、事業主及び事務の担当者は、既に死亡しているため、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について確認できない。

また、申立人が名前を挙げた同僚二人のうち、一人は既に死亡している上、ほか一人は、連絡先が確認できないため、申立人の勤務実態について供述を得ることができないほか、これら同僚二人のうち、一人は当該事業所における厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録から申立期間①当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者として記録が確認できる同僚4人について、本人が記憶している当該事業所に採用された時期と厚生年金保険の被保険者資格取得日との関係を見ると、採用時期から資格取得日までは一律ではなく、従業員ごとに異なる（入社後3か月から1年）ことが確認できる。

このことから、当該事業所は、職種、身分等による何らかの基準により、従業員ごとに加入時期について判断し、入社後、一定期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行っていたと推測され、申立人の当該事業所における勤務期間の記憶が明確でないことを踏まえると、申立人については、厚生年金保険の被保険者資格を取得する前に当該事業所を退職した可能性を否定できない。

加えて、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者原票には、申立期間①において申立人が厚生年金保険の資格を取得した記録は無く、整理番号の欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、申立人は雇用保険の加入記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間②について、雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間②のうち昭和42年5月3日から同年12月20日までの期間及び43年7月12日から44年1月15日までの期間について、B社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所は、平成10年4月29日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、事業主及び事務の担当者は、既に死亡しているほか、申立人が名前を挙げた唯一の同僚は、申立人の名前を記憶していないとしていることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について確認できない。

また、申立人が名前を挙げた同僚一人及び、社会保険事務所の記録から申立期間②当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者として記録が

確認できる同僚6人について、本人が記憶している当該事業所に採用された時期と厚生年金保険の被保険者資格取得日との関係を見ると、採用時期から資格取得日までは一律ではなく、従業員ごとに異なる（入社後3か月から2年2か月）ことが確認できる。

このことから、当該事業所は、職種、身分等による何らかの基準により、従業員ごとに加入時期について判断し、入社後、一定期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行っていたと推測され、申立人の当該事業所における勤務期間の記憶が明確でないことを踏まえると、申立人については、厚生年金保険の被保険者資格を取得する前に当該事業所を退職した可能性を否定できない。

さらに、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者原票には、申立期間②において申立人が厚生年金保険の資格を取得した記録は無く、整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 申立期間③について、申立人が勤務していたとするC社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、当該事業所は、昭和53年12月3日に解散している上、事業主も既に死亡しているため、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について確認できない。

さらに、当該事業所の事業主が、申立期間当時代表取締役を務めていたI社にも照会したが、I社からは、「C社とI社は、資本関係が無く、全く別の会社である。申立人の勤務実態については、承知していない。」との回答があった上、社会保険事務所が保管するI社の厚生年金保険被保険者原票にも、申立期間③において申立人が厚生年金保険の資格を取得した記録は無く、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録も確認できない。

加えて、申立人が名前を挙げた唯一の同僚は、申立人は姓のみしか記憶していないため、本人を特定することができないことから、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況について、供述を得ることができない。

このほか申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

5 申立期間④について、申立人が勤務していたとするD社は、平成19年4月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主とは連絡が取れないことから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について確認できない。

また、申立人は、当該事業所における勤務期間について、上記の申立期間②及び③の各事業所に勤務した期間を除いた期間であるとしており、記憶があいまいである上、同僚の名前も記憶していない。

さらに、社会保険事務所の記録から、申立期間④当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者として記録が確認できる同僚5人に照会したが、いずれの同僚からも、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況について供述を得ることはできなかった。

加えて、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者原票には、申立期間④において申立人が厚生年金保険の資格を取得した記録は無く、整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、申立人は雇用保険の加入記録も確認できない。

このほか申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 6 申立期間⑤について、事業主が保管する雇用契約書、賃金明細書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間⑤のうち昭和59年4月5日から同年8月4日までの期間について、E社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、事業主及び申立期間⑤当時、当該事業所のJ支店において、各工事現場のH作業員の採用事務を担当していた同僚からは、「申立期間⑤当時、工事現場において直接雇用する従業員は、事務員及びK職については厚生年金保険に加入していたが、H作業員については、厚生年金保険に加入しておらず、その保険料を控除していなかった。なお、H作業員は、日雇労働者健康保険に加入し、当該健康保険料を控除していた。」との供述があった上、事業主が保管する雇用契約書及び賃金明細書から、申立人がH作業員として採用され、日雇労働者健康保険に加入し、厚生年金保険料を給与から控除されていなかったことが確認できる。

また、申立人が名前を挙げた唯一の同僚は、申立人は姓のみしか記憶していないため、本人を特定することができないことから、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況について、供述を得ることができない。

さらに、社会保険事務所の記録から、申立期間⑤当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者として記録が確認できる同僚の中から、期間雇用者とみられ、工事現場の作業員であったと考えられる6人に照会したところ、H作業員であった者は確認できず、いずれも工事現場の事務員又はK職であったとしており、これは先の事業主の供述と符合する。

このほか、申立人の申立期間⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 7 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 808

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで

平成 17 年 6 月 29 日に A 社の取締役を退任して、同年 6 月 30 日に B 社の取締役に就任した。給与から厚生年金保険料が控除されていたことは間違い無いので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、商業登記簿謄本により、申立てどおり、両事業所での役員の退任日及び就任日は確認できるものの、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、B社に照会したところ、「社会保険事務所に提出した申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の資格取得年月日が平成 17 年 7 月 1 日になっているが、資格取得日については事業所の認識誤りによる届出誤りと考えられる。また、申立期間の保険料控除については不明である。」としている。

さらに、当該事業所から提出のあった平成 18 年分給与支払報告書(個人別明細書)における当該事業所の社会保険料控除額は、17 年 7 月分以降の社会保険料控除額と一致することから、申立期間の厚生年金保険料については給与から控除されていなかったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。